

運営規程

有限会社 よろ津や ショートステイおてんとさん

1) 事業所の目的及び運営の方針

目 的

この規定は有限会社「よろ津や」が開設する指定短期入所生活介護事業所、並びに指定介護予防短期入所生活介護事業所ショートステイおてんとさん（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業、並びに指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」と言う）の適正な運営を確保するために職員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「短期入所生活介護従事者」という）は、要介護状態または要支援状態にある高齢者などに対し、適正な指定短期入所生活介護事業並びに指定介護予防短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

方 針

事業者は要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

サービスの特徴

- ・ 家族、介護者の身体的及び精神的負担の軽減
- ・ 要介護高齢者、要支援高齢者と家族の QOL の向上を図る
- ・ 尊厳の尊重と自立支援、日常生活の充実
- ・ 社会的理由による利用：疾病、出産、出張、冠婚葬祭
- ・ 個人的理由による利用：介護疲れによる休養旅行
- ・ 身体拘束、行動制限は行わない

運営組織の形態

- ・ 本事業は短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護単独の施設であり、本来の目的に添った緊急時の入所にも十分対応出来る様な体制とする。
- ・ 単独型のデメリットを克服するために医学的管理、介護を充実するため看護師を多く配置、協力医療機関である梵天内科クリニックにより定期的に診察を依頼し医療処置が必要な利用者も安心して利用できる様な体制とする。

2) 従業員の職種、員数、及び職務の内容

事業所に勤務する職員の種類、員数、及び職務の内容は次の通りとする。

- 1、 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2、 短期入所生活介護従業者

医師	1名以上	(嘱託医)
生活相談員	1名以上	
栄養士	1名以上	(非常勤)
機能訓練指導員	1名以上	
看護職員	1名以上	
介護職員	6名以上	

短期入所生活介護従業者は、短期入所生活介護の業務に当たる。

医師は利用者に対して定期的な診察、健康指導を行う。

利用者が急変した場合の緊急対応措置、入院が必要となった場合の医療機関の紹介などの措置を行う。

生活相談員は事業所に対する本事業の申し込みにかかわる相談、及び他関係期間との連携を行うとともに利用者、その家族の生活、介護に関しての相談の窓口としての役割を担う。

栄養士は利用者の心身の状況、嗜好に応じて適切な栄養量及び内容を管理、指導を行う。

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

看護職員は利用者の健康状況を把握し、健康維持のための措置を行う。

介護職員は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行う。

3) 利用定員

事業所の利用定員は、指定短期入所生活介護並びに指定予防短期入所生活介護合わせて1日20人とする。

4) 指定短期入所生活介護の並びに指定介護予防短期入所生活介護の内容

及び利用料その他費用の額

内 容

指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の内容は、指定居宅

介護支援事業者または利用者本人等の作成、並びに地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書等に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護計画等を作製するとともに、利用者、家族に説明し、次に掲げるサービスを行うものとする。

またなるべく自宅での生活を維持できるような1日の生活プログラムの作成を行う。

1、身体の介護に関する事

日常生活の動作の程度により必要な支援及びサービスを提供する。

2、入浴に関する事

排泄の介助 移動、移乗の介助 その他必要な入浴の介助 衣服着脱の介助 身体の清拭、洗髪、洗身の介助 その他の必要な入浴介助

3、食事に関する事

準備、後始末の介助 食事摂取の介助 その他の必要な介助

4、アクティビティ・サービスに関する事

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る事ができるような生活

援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス（訓練）及び機能低下を防ぐための必要な訓練を行う。

利用者の心身の疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

レクリエーション グループワーク 行動的活動 体操 機能訓練 休養 映画

5、送迎に関する事

障害の程度、地理的条件、その他の利用により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

送迎 移動 移動動作の介助

6、相談助言に関する事

利用者及びその家族の日常生活及び介護などに関する助言を行う。

日常生活動作訓練の相談、助言 日常生活自助具の利用方法の相談、助言住宅改修に関する相談、助言 その他必要な相談、助言

利用料その他費用の額

指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定入所短期生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護が法廷代理受領サービスであるときはその1割、2割、3割、の額とする。法廷代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、当該事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書に対して交付する。

その他次に掲げる費用を徴収する。

※ 居室にかかわる滞在費については、多床室料と光熱日相当として、1日915円

とする。また従来型個室料と光熱費相当として1日1,231円とする。

ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は負担限度額以上の負担はないものとする。

滞在費 多床室 1日915円 従来型個室1日1,231円

基準費用額 1日915円 基準費用額1日1,231円

※ 短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護にかかわる食費については、食事形態にかかわらず、食材料費と調理費相当として1食につき、朝食450円・昼食680円・夕食680円（おやつ込み）とする。

基準費用額 1,445円

ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は負担限度額以上の負担はないものとする。

5) 通常事業の実施

通常の事業の実施区域は由利本荘市とする。

6) サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用にあたっては医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者の健康状態を職員に連絡し、心身の状態に応じたサービスを受けるよう留意する。具体的には連絡用紙に記入する。

7) 緊急時における対応方法

指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護を実施中に利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに医師に連絡、必要な処置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

8) 非常災害対策

事業所は、非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震などに対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者（管理者）を定め、年2回定期的に避難救出のほか必要な訓練を行う。

前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

9) 衛生管理などについて

事業所は短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意する。

事業所は短期入所生活介護従事者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

事業所は当該施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないよう次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に一回行うとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2、施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3、施設において、従業者に対し感染症及びまん延防止のための研修と訓練を定期的に実施する。
- 4、前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

1 0) 秘密保持の規定

短期入所生活介護従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

事業者は、短期入所生活介護従事者であった者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、短期入所生活介護従事者との雇用契約の内容とする。

事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ得るものとする。

1 1) 苦情処理の方針

管理者は提供した短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適正に対応するため、担当職員（管理者）を置き、解決に向けた調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

1 2) 事故発生時の対応

- 1、送迎中の交通事故の場合は管理者に報告、警察と通報すると共に家族・市町村・利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡し、救急車の手配等必要な措置を講じる。
- 2、サービス提供中の転倒などの事故の場合は管理者に報告、家族に連絡し医療機関の受診など必要な措置を講じる。
- 3、盗難、利用者間のトラブルが生じた場合は管理者に報告、家族を交えての話し合いを行い必要な措置を講じる。
- 4、利用者に対する指定短期入所生活介護並びに指定予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害倍書を行う。

1 3) その他運営に関する重要事項

事業所は短期入所生活介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

採用時研修	:	採用3ヶ月以内
継続研修	:	年2回
個別研修	:	随時
認知症に係る基礎的な研修の受講義務：計画に合わせ受講		

事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

1 4) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生または防止するための次の措置を講ずるものとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果についてその結果について従業者へ周知徹底を図る
- 2、虐待防止のための指針の整備
- 3、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者野家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を派遣した場合には速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 5) 身体的拘束等に対する事項

- 1、事業所は、指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- 2、事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3、事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者者に周知徹底を図る。
 - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 6) 業務継続計画の策定等に関する事項

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 7) ハラスメントに関する事項

- 1、事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(付則)

この規定は令和3年8月1日より実施する。

(変更)

- 2) 令和6年4月1日より変更する。
- 4) 令和6年4月1日より変更する。
- 8) 令和6年4月1日より変更する。

(追加)

- 9) 令和6年4月1日より変更する。
- 1 3) 令和6年4月1日より変更する。
- 1 4) 令和6年4月1日より変更する。
- 1 5) 令和6年4月1日より変更する。
- 1 6) 令和6年4月1日より変更する。
- 1 7) 令和6年4月1日より変更する。

(変更)

- 4) 令和6年6月1日より変更する。

(変更)

- 2) 令和6年8月1日より変更する。
- 4) 令和6年8月1日より変更する。
- 15) 令和6年8月1日より変更する。

変更)

- 2) 令和6年12月1日より変更する。
- 11) 令和6年12月1日より変更する。